

豊中市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(通則)

第1条 この要綱は、交通事故による自転車利用者の被害軽減に資することを目的とした自転車乗車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）を購入した者に対する補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証等を受けたマーク等が付された新品のものをいう。
 - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
 - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
 - ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを承認したCEマーク
 - エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
 - オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク
 - カ その他アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、市長が認めるもの
- (2) 保護者等 未成年者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護する者、未成年者の親族で、社会通念上、未成年者を保護する責任がある者、三親等以内の親族、成年後見人等をいう。
- (3) 使用者 補助金申込時に市内に在住し、ヘルメットを使用する自転車利用者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する使用者及びその保護者等とする。ただし、保護者等は、未成年者等の使用者のヘルメットの購入に要する経費（消費税及び地方消費税を含む。以下「補助対象経費」という。）を負担した場合に限る。

- (1) 同一の補助対象経費に対する他の補助金（他市町村の補助を含む。）の交付を受けていないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号、豊中市暴力団排除条例（平成25年4月1日制定）、暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 令和5年4月1日以降にヘルメットを購入したこと

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、使用者のヘルメットの購入に要する経費に2分の1を乗じて得た額とし、1人1個あたり2,000円を上限とする。

- 2 前項に規定する額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付は、使用者1人につきヘルメット1個かつ1回限りとする。

(交付申込)

第5条 補助金の交付の申込をしようとする補助対象者（以下「申込者」という。）は、豊中市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申込書兼誓約書兼同意書（様式1号。以下「申込書」という。）に次に掲げる書類を添付して、令和6年2月末日（当該年度の予算の上限に達する場合はその時）までに提出しなければならない。ただし、特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

- (1) ヘルメットの購入に要した経費の支払い手続きが完了したことを証する書類
- (2) 購入した自転車乗車用ヘルメットの確認ができるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付申込があったときは、毎月その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、豊中市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

(交付対象者の抽選)

第7条 前条の規定による補助金の交付の決定は、毎月500名分を上限とする。ただし、交付決定の対象者が500名に満たなかった場合は、その数を翌月の上限人数に加算する。

- 2 補助金の交付決定の対象者は、毎月末日時点の申込者のうちから決定する。この場合において、補助金の申込が前項に定める上限を超えた場合は、抽選により当該月の補助金の交付決定の対象者を決定するものとする。
- 3 前項の抽選により補助金の交付決定の対象者とならなかった者については、抽選日以降も引続き交付対象者として、当該月の翌月以降に抽選を行うものとする。
- 4 交付決定の最終月においては、予算の範囲内において交付を決定し、上限人数を定めないものとする。

(補助金の交付)

第8条 第6条の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた申込者は、使用者の住所が確認できる書類及び請求書兼口座振込依頼書（様式第3号）に補助金を振り込む口座情報が確認できる書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第2条及び第3条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申込、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

(検査等)

第10条 市長は、申込者に対し、補助金に関する必要な事項を指示し、報告を求め、又は検査することができる。

2 市長は、補助事業の適正な実施を図るため、補助金の交付を受けた申込者に対して、ヘルメットの着用等に関し、調査することができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月3日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱に基づき、交付申込がなされた補助金に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

2 改正前のこの要綱第5条に規定する申し込みを令和5年7月3日までにに行った者のうち、同要綱第6条に規定にする交付決定通知を受けなかったものは、改正後のこの要綱第5項に規定する申込者とみなす。

3 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱に基づき、交付申込がなされた補助金に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

1 この要綱は、令和6年1月12日から施行する。